

栗東市制施行 25 周年記念ロゴマーク使用要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、栗東市制施行 25 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の適正な使用を図るため、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（権利の帰属）

第 2 条 ロゴに関する一切の権利は、栗東市に属する。

（ロゴの使用）

第 3 条 市職員が業務のためにロゴを使用する場合は、使用申請の手続を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめシティプロモーション推進課に使用申請を行わなければならない。

- （1）印刷物、物品等の制作を外部の事業者等に発注し、ロゴを使用する場合
- （2）栗東市職員以外の者がロゴを使用する場合
- （3）その他、市長が必要と認める場合

3 前項の使用申請は、使用申請書（別記様式）を提出する方法又は市が指定するオンライン申請により行うものとする。

（使用の目的）

第 4 条 ロゴは、市制施行 25 周年に関する事業、広報、その他関連する取組において、周年記念事業の周知及び機運醸成を図ることを目的として使用するものとする。

（使用制限）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴを使用することができない。

- （1）市の信用又は品位を損なうおそれがある場合
- （2）法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- （3）ロゴの趣旨に反する目的で使用する場合
- （4）ロゴの形状又はデザインを著しく変更する場合
- （5）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- （6）その他、市長が不適当と認める場合

（使用期間）

第 6 条 ロゴを使用できる期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間内に作成された印刷物等については、当該期間後も使用することができる。

（使用料）

第 7 条 ロゴの使用料は、無料とする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。